

今一度  
ご確認を...

広報あつま5月号で改善を必要とする事例を紹介しましたが、特に多く見られる事例を写真で紹介します。併せて、ポイント等を掲載しますので、分別する際の参考にしてください。

①汚れたものが混在



汚れを落とすのに手間のかかるものは無理をせずに、プラスチックマークがある場合は「もやせるごみ」、プラスチックマークがない場合は「もやせないごみ」へ出してください。

◆特にラップや（コンビニ等の）弁当容器の汚れを落とさないうまま排出されている事例が多く見受けられます。

②紙製容器包装が混在



排出される際は、識別マークを確認してください。



この紙製マークが付いている容器包装類は、プラスチックとして排出できません。

◆特にカップめんの容器は、「プラスチック製」や「紙製」があります。識別マークをよく確認してから分別してください。

③二重袋での排出



二重袋（レジ袋などに入れてから指定袋に入れること）での排出はご遠慮ください。

- ◆二重袋にすると、ステーションから回収する際に不適物の混入を確認しなければならない状況になり、収集作業に余分な時間を要します。
- ◆また、リサイクルする工程で指定袋を切り裂くことはできますが、中のレジ袋までは裂くことができず、選別作業員による手選別をすることになります。

④ペットボトル容器が混在



ペットボトル容器についている「キャップ・ラベル」は取り外して「プラスチック」へ。容器は「第1・第3水曜日」に排出してください。



このペットボトルマークが付いている容器は、プラスチックとして排出できません。

◆現在、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢及びドレッシングタイプ調味料など、いずれの容器もペットボトルマークがついています。確認の上分別してください。

安平・厚真行政事務組合のページ

プラスチック分別収集

確実に浸透  
しています

今月号では、

- ①説明会等で出された質問
- ②改善を必要とする事例
- ③ごみ袋の変更について
- ④組合の財政状況について お知らせします。

説明会等で  
出された質問

各町内会での説明会の席上や4月の分別収集開始以降、住民の方々より質問が寄せられましたので、紹介します。

Q ラップや商品についている表示ラベルは剥がさないと駄目ですか？



A プラスチックマークが記載されていれば、プラスチックとして排出できます。裏の金色・銀色のシートは剥がさなくて構いません。

Q 錠剤やカプセル等の薬の容器包装はプラスチックですか？

A 基本的には汚れは取り除いてください。ただし、お菓子の袋類は、中のカス等を払い落とす程度で構いません。油やシャンプー等の容器は、一度水で軽くすすぐ程度で構いません。

Q ペットボトルのキャップ下にあるリングは、取らなければなりませんか？



A そのままで構いません。

Q シャンプー容器のポンプ式も対象になるとあります。ポンプの中に金属のバネが入っていますが、大丈夫ですか？

A プラスチックマークが記載されていれば、プラスチックとして排出できます。

Q 家庭菜園等で使用する肥料のビニール製の袋は対象になりますか？

A プラスチックマークが記載されていれば、プラスチックとして排出できます。

Q きれいに剥がれないものは、そのまま構いませんか？

A プラスチックマークが記載されていれば、プラスチックとして排出できます。

プラスチックマークの表示について



キャップ:PE  
ボトル:PP

左の表示例のように、プラスチックマークの下にキャップ:PE、ボトル:PPと表示されていますが、これは、キャップはポリエチレン、ボトルはポリプロピレン、というプラスチックの材質を表示しています。

このような材質が表示されていても、プラスチックマークがあれば排出することができます。

ご理解と  
ご協力を

7月頃から分別の悪いごみ袋をステーションに排出された場合は、「警告ラベル」を貼り、改善箇所をお知らせしていきたいと考えていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

分別する際に不明な点等がありましたら、安平・厚真行政事務組合(22-3151)までお問合せください。

## 国民健康保険からのお知らせ

# 非自発的に失業された方には 保険料の軽減措置があります

平成22年4月から会社都合により（倒産、解雇等の事業主都合による離職）をされた雇用保険の特定受給資格者、または正当な理由のある自己都合により離職した特定理由離職者に対する、国民健康保険料の軽減措置が始まりました。

### 対象となる方

次のすべての条件を満たす方が対象です。

1. 平成21年3月31日以降に失業した方
2. 失業時点で65歳未満の方
3. 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
  - ※「特例受給資格者証」（季節的に雇用される方または短期雇用特例被保険者の方が所有）、「高年齢受給資格者証」をお持ちの方は対象となりません。

特定受給資格者または特定理由離職者であるかは、雇用保険受給資格者証の第1面「13離職年月日 理由」欄に記載の番号を確認します。

- 特定受給資格者理由コード  
…11, 12, 21, 22, 31, 32
- 特定理由離職者理由コード  
…23, 33, 34

### 軽減内容は？

国民健康保険料は、前年の所得など（所得【所得割】のほかに資産【資産割】、世帯の被保険者数【均等割】、1世帯あたり【平等割】）により算出します。軽減は、前年の給与所得を30/100とみなして行います（所得以外は100/100として算定）。



### 軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間、前年の給与所得を30/100とみなして計算します。

#### 【例】平成22年3月31日に離職した上記対象者の場合

平成22年4月から平成24年3月までの期間の国民健康保険料は、前年の給与所得が30/100であったとみなして計算されます。

※制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日～平成22年3月30日）に離職された方の軽減期間は平成23年3月までで、平成22年度に限り国民健康保険料が軽減されます。

### 注意事項

- 国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。
- 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
- 届出が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。
- 軽減を受けるには、届け出が必要です。国民健康保険被保険者証（保険証）、雇用保険受給資格者証（ハローワークで交付されたもの）、印鑑をお持ちいただき役場国民健康保険窓口か上厚真支所にお越しください。

問い合わせ先

役場町民福祉課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）  
☎26-7871

## ごみ袋が変わります！

4種類のごみ袋について、下記のとおりデザイン等を変更します。このごみ袋は、7月頃より現在のごみ袋から切替り、順次厚真町内ならびに安平町内の各商店で販売する予定です。

各家庭に買い置きされている今までのごみ袋も使用できます。

### 主な変更点

#### ①資源回収袋を2種類にします

現在の30ℓ容量の袋と、新たに現在の燃やせるごみと同じ45ℓ容量の袋を作成します。45ℓ容量の袋の販売料金は、現在の燃やせるごみ袋と同じ金額となります。

（びんを排出される際は、45ℓ容量の袋ではより重く感じられますので、30ℓ容量の袋の使用をお勧めします）

#### ②燃やせるごみ袋の大きさを小さくします

現在の燃やせないごみ袋と同じ30ℓ容量の袋にします。販売料金は、現在の燃やせないごみ袋と同じ金額となります。

#### ③全ての袋の材質を裂けにくい材質である低密度ポリエチレンへ変更します

※現在、「ごみ袋の容量（サイズ）の種類を増やしてほしい」という要望が寄せられていますが、将来に向けて「家庭ごみの有料化」の問題と併せて検討をしていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。



## 財政状況

地方自治法の規定に基づいて、平成22年3月末現在の平成21年度安平・厚真行政事務組合会計の歳入歳出、財産、地方債の状況についてお知らせします。

### 予算の執行状況（平成22年3月末現在）

（単位：円）

歳入	予算現額	収入済額	収入率%
分担金及び負担金	298,315,000	298,315,000	100.0
使用料及び手数料	1,000,000	908,960	90.9
国庫支出金	24,338,000	0	0.0
財産収入	912,000	1,440,379	157.9
繰入金	9,667,000	9,667,000	100.0
繰越金	546,000	546,900	100.2
諸収入	9,209,000	9,837,687	106.8
組合債	43,800,000	0	0.0
歳入合計	387,787,000	320,715,926	82.7

歳出	予算現額	支出済額	執行率%
議会費	298,000	274,975	92.3
総務費	22,022,000	21,642,246	98.3
衛生費	317,176,000	247,782,438	78.1
公債費	47,302,000	47,299,871	99.9
予備費	989,000	0	0.0
歳出合計	387,787,000	316,999,530	81.7

### 地方債の状況

区分	平成22年3月末現在高
一般廃棄物処理事業債	206,617千円
道貸付金	4,531千円
合計	211,148千円

※国などから借り入れた長期間の借入金です。

### 組合財産状況

建物	2,123.03㎡	塵芥（じんかい）処理場 有機物供給センター 保管庫
物品	車両3台	公用車 ホイールローダー 油圧ショベル
基金	22,902千円	廃棄物処理施設整備基金

※物品は、購入金額100万円以上を記載しています。  
※保管庫については、旧浸出水処理施設より用途変更

問い合わせ先

安平・厚真行政事務組合 ☎22-3151、役場町民課町民生活グループ（☎26-7871）